

# 高齢者虐待防止指針

社会福祉法人 すみれ福祉会

特別養護老人ホーム 中野すみれ園

介護老人保健施設 中野すみれ苑

# 高齢者虐待防止指針

令和5年10月1日更新

社会福祉法人 すみれ福祉会

特別養護老人ホーム 中野すみれ園

介護老人保健施設 中野すみれ苑

## 1. 基本的理念

高齢者の尊厳を保持するため、いかなる時も利用者に対して虐待を行ってはならない。そのため、社会福祉法人すみれ福祉会 中野すみれ園・中野すみれ苑の基本的な考え方としてこの指針を定め、職員が高齢者虐待について理解し、虐待を未然に防ぐ方策を共有する。

## 2. 定義

### 1) 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。

### 2) 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

### 3) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること又は利用者にわいせつな行為をさせること。

### 4) 経済的虐待

本人の同意なしに金銭を使用する、または本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

### 5) 介護・世話の放棄放任（ネグレクト）

意図的、結果的であるかを問わず、行うべきサービス提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や、身体・精神状態を悪化させること。

## 3. 高齢者虐待・不適切なケアの未然防止の取り組み

職員は、高齢者虐待・不適切なケアを未然に防ぐために以下の取り組みを実施する。

1) 事故や苦情の詳細な分析と再発防止に関する取り組み（運営会議・リスクマネジメント委員会にて情報の共有と分析を行う）

2) 提供する介護サービスの点検と、虐待につながりかねない不適切なケアの改善による介護の質を高めるための取り組み

3) 職員が一体となり権利擁護や虐待防止の意識の醸成と認知症ケア等に対する理解を高

める研修・教育の取り組み

- 4) 職員のメンタルヘルスに関する組織的な取り組み（ストレスチェックの実施）
- 5) 指針およびマニュアルの定期的な見直しと周知
- 6) 成年後見人制度の啓発と情報提供及び活用支援

#### 4. 虐待発生時の考え方

##### 1) 虐待の発見及び通報

- ①職員は入居者、入居者家族または職員から虐待の通報があるときは本指針に沿って対応しなければならない。
- ②入居者に虐待が疑われる場合には、施設長及び介護主任に速やかに報告する。その後、施設内における苦情解決の仕組みと同様にすみやかな解決につなげる。

##### 2) 虐待に対する職員の責務

- ①施設内における高齢者虐待は外部からは把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。
- ②施設において虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合、速やかに施設長及び介護主任へ報告する。施設長及び介護主任は緊急の虐待防止委員会を招集・開催し、必要な対応・対策を講じると共に、速やかに中野区の担当者（福祉推進課・高齢者専門相談係）及び保険者へ報告する。また法人本部にもその旨の報告を行う。

#### 5. 虐待防止責任者と担当者の責務

虐待防止責任者は施設長及び介護主任とし、虐待防止担当者には以下の職員がその職務にあたる。

- |                      |               |
|----------------------|---------------|
| ① 特別養護老人ホーム（短期含む）・・・ | 生活相談員・安全対策担当者 |
| ② 介護老人保健施設           | ・・・ 生活相談員     |
| ③ 居宅介護支援事業所          | ・・・ 管理者       |

##### 1) 虐待防止責任者の責務

- ①虐待内容及び原因の解決策の責務
- ②虐待防止のため当事者との話し合い
- ③虐待防止に関する一連の責任者

##### 2) 虐待防止担当者の責務

- ①入居者からの虐待通報受付
- ②職員からの虐待通報受付
- ③虐待内容と入居者の意向の確認と記録

④虐待内容の虐待防止責任者への報告

6. 指針の閲覧について

当法人での高齢者虐待防止指針は求めに応じていつでも施設内にて閲覧できるようにする。

7. 補足

虐待発見時の通報先は以下の通り。

中野区 健康福祉部 福祉推進課 高齢者専門相談係

住所：〒164-8501 東京都中野区中野 4-11-19

TEL：03-3228-8951 FAX：03-3228-5662

付則 この指針は、令和5年4月1日より施行する。